

令和 7 年 7 月 4 日
中 部 地 方 整 備 局

贈賄に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：大成産業株式会社
及び住所 青森県青森市大字浜田字玉川 2 6 2 番地 9
- 指名停止措置期間：令和 7 年 7 月 4 日から令和 7 年 1 0 月 3 日まで（3 カ月）
- 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
大成産業（株）の代表取締役及び同社社員は、秋田県が発注した道路補修工事及び道路・河川維持管理業務委託を巡り、同県職員が大成産業が下請けとして受注できるようにした見返りに現金を渡したとして、令和 7 年 4 月 2 6 日、秋田県警に贈賄の容疑で逮捕された。
- 指名停止措置理由
有資格業者である大成産業（株）の代表取締役及び同社社員が贈賄の容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第 2 第 4 号イ（下記参照）に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、3 カ月とする。

<指名停止措置要領 別表第 2 >

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 4 次のイ又はロに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 <u>イ 代表役員等</u> <u>ロ 一般役員等</u>	逮捕又は公訴を知った日から <u>3 カ月以上 9 カ月以内</u> <u>1 カ月以上 3 カ月以内</u>

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先	総務部 契約課長	橋本 俊也
	課長補佐	渡久地 真紀子
		電話番号 (052) 953-8138